

| 請 願 文 書 表 | |
|---------------|---|
| 受理年月日 及び番号 | 令和2年6月2日 第5号 |
| 件 名 | 種苗法改正に関する請願 |
| 請 願 者 | <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div> |
| 紹 介 議 員 | 宮 崎 こうき 浅 田 保 雄 関 川 けさ子 沢 田 けいじ たかはま なおき |
| 請願の要旨 | 次頁のとおり |
| 付託委員会 | 総務区民委員会 |

請願理由

2019国会で、種苗法改正法案が閣議決定されました。新型コロナウイルスの影響で、世界的な食料危機も予想されています。日本の食料自給率は37%で食料を海外に依存しています。さらに、日本の野菜の種子の90%は多国籍企業が海外で生産しています。海外の輸出が止まった場合、日本人の命を守るのは国内農家です。国内農家は高齢化で離農が進んでおり、種苗法改正で負担をかければ、食料安全保障を脅かします。文京区民の食料の安定供給にも支障がでてしまうことが懸念されます。

種子には、国民の命を支える公共的な役割があります。

農水省は、日本の優秀な種子の海外流出防止のために、登録品種の自家増殖を許諾制（原則禁止）にすると説明しています。しかし、現在の種苗法でも自家増殖した種子の海外への持ち出しは禁止されています。農水省食料産業局知的財産課の2017年の説明資料によると、流出防止には「自国内で品種登録後、速やかに外国で登録しなければ保護できない」と記載されています。それに加えて、流出防止には「国や都道府県の農業試験場の種子データを、民間企業（海外含む）に積極的に提供せよ」とする農業競争力強化支援法（8条4項）を改正することが必要です。

登録品種の自家増殖が一律で許諾性になることで弊害がでます。文京区と友好都市である魚沼市の「魚沼産コシヒカリ」は有名なブランド米で登録品種です。許諾料で販売価格が高くなれば、農家の経営、地域振興にとってはマイナスになります。農水省への品種登録には数百万円から数千万円ほどかかります。また、種苗を開発し、品種登録には、多大な投資額と開発時間がかかります。

今後、地域の農家を支え、国民の食料の安定供給を支えてきた公共機関の種子データが民間企業（海外含む）へ譲渡されれば、種子価格と許諾料は上がり、農家の経営が圧迫されて離農が進み、文京区民の食料の安定供給に支障が出るのが懸念されます。以上のような観点から、下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 種苗法改正は農家の経営を圧迫し、食料価格の上昇、食料自給率の低下を招き、文京区民の食料の安定的な確保に支障をきたす恐れがあるため、種苗法改正は慎重審議するように国に要望書を提出してください。
- 2 ゲノム編集技術は安全性への疑問が指摘されており、文京区民の健康に影響を与える恐れがあるため、ゲノム編集の種子には表示を義務付けるように国に要望書を提出してください。
- 3 新潟県魚沼市の魚沼産コシヒカリのように、各都道府県が地域の農家のために開発した公共品種は、許諾料をなくすように国に要望書を提出してください。